

令和5年度 相模原市立

大野台中央小学校いじめ防止基本方針



大野台中央小学校

令和5年4月

相模原市立大野台中央小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

自ら学び、考え、判断して行動できる心豊かな子の育成

【目指す子どもの姿】

大きい心の子 力強くがんばる子 真剣に学ぶ子

【家庭・地域との連携】

携

保護者・PTA
学校評議員
青少年相談員
児童館・公民館
授業参観・懇談会
教育懇話会
青少年健全育成協議会

【校内組織】

【大野台中央小学校いじめ防止対策委員会】（1学期1回、2学期2回、3学期1回実施）
校長・副校長・教務
児童支援専任
児童指導担当
支援教育コーディネーター
養護教諭
教育カウンセラー
児童指導部会（各学年担当）

【関係機関との連携】

教育委員会学校教育課
青少年相談センター
こども家庭支援センター
児童相談所
警察署
ケース会議
由野台中学校区児童生徒指導推進会議
大野台中学校区小・中連携教育推進会議
学校警察連絡協議会

三ない運動 いじめをしない・させない・見のがさない
友達の良いところを みつけよう・認めよう・広めよう

【いじめの未然防止】

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
・校内研による授業改善・規律ある雰囲気のある学校の風土づくり
- (2) 児童指導部と特活部の連携による全校あげてのあいさつ運動に取り組む。
・児童会主体のあいさつ運動・地域との連携によるあいさつ運動
・保護者への児童があいさつできるように啓発
・児童会主体のクラスをより良くするための話し合い
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
・フレンドリータイム
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
・朝読書・総合的な学習の時間での豊かな体験活動
- (5) 学年の協業体制により、担任だけでなく、多くの職員のみで子ども一人一人の児童理解に努める。
・学年会
- (6) 子どもが過ごしやすい、教室環境の整備を常に心がける
・そうじ・整理整頓・掲示物・言葉遣い
- (7) 日頃から担任と子ども、担任と保護者の信頼関係に努めると共に学年や学校全体での協力・支援体制を構築し、何でも話せる学級・学校風土をつくりあげる。
・懇談会・個別面談

- (8) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について校内研修や職員会議で積極的
に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を
図る。
・情報モラル教育 ・学校便り等による保護者への情報提供 ・朝会
- (9) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する
機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
・PTA本部会、運営委員会 ・学校評議員会 ・PTA懇話会

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
・学級担任による観察 ・学年職員による観察
- (2) 子どもや保護者からの連絡等によるいじめのサインにアンテナを高くし、学年に報
告する等、共通理解を図る中で早期発見に努める。
・学年会での情報交換 ・交換授業・専科等の実施
- (3) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体
制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
・生活アンケート調査（1学期1回、2学期1回 3学期1回）
・教育相談（2学期に実施。日常的に受け付けもしている。）
- (4) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体
制を整備する。
・教育カウンセラーの来校
- (5) 担任一人で判断せず、小さなことでも学年に話せる学年の雰囲気づくりに努める。
・学年会の充実

【いじめへの対処】

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的
配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
・担任による学級指導 ・学年職員による学級、学年指導
- (2) 担任一人で対処するのではなく、学年への報告による共通理解の下、複数の教員で
対処していく。
・学年職員による学級、学年指導 ・級外職員による別室指導
- (3) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関
との連携のもとで対応する。
・打ち合わせ ・児童指導部会 ・職員会議
- (4) 重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携も積極的に行い、信頼関係を深めていく中で取り組んでいく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を行う。

○ 組織名称：大野台中央小学校いじめ防止対策委員会

○ 構 成 員：校長 副校長 教務 児童支援専任
児童指導担当 支援教育コーディネーター 養護教諭
児童指導部会（各学年担当） 教育カウンセラー

○ 委員会の取り組み内容

①児童の生活の現実を理解し、児童指導上の課題を明確にし、全職員の共通理解を図る。

②教師と児童及び児童相互の人的ふれ合いによって、信頼関係を一層深めるとともに集団に生きる所属感・連帯感等、社会的協調性を育てるよう指導する。

③児童一人一人に学校生活の充実感を抱かせるような指導方針を明確にし、その達成に努力するような援助指導をする。

④担任、学年、学校全体がどのような役割分担で何をしていくのか等、具体的な対応を検討し、実践的な取り組みができるようにする。

⑤基本的生活習慣（学校）を身につけるための方法を考える。

⑥教育カウンセラーの環境を整え、色々な問題について連携を深める。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①児童が主体となるような、授業計画・授業改善を行う。

②学校の決まりを全職員で確認し、共通理解の下、指導し、規律ある雰囲気のある学級・学年集団をつくり、学校の風土づくりに努める。

(2) 児童指導部と特活部の連携による全校あげてのあいさつ運動に取り組む。

①教職員が率先してあいさつを交わすことで、子どもの意識を高めていく。

- ②児童会の活動として、子どもの意見をもとにした子ども主体の全校によるあいさつ運動を展開する。
 - ③あいさつの必要性を理解させ、日常的なあいさつ、場に応じたあいさつを推進する。
 - ④保護者、地域との連携を図り、子どもたちが意欲的にあいさつ運動に取り組めるようにする。
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- ①縦割り学級活動（フレンドリータイム）の実施。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの推進をする。
- ①朝活動での読書、図書ボランティアによる読み聞かせ
 - ②道徳教材の整備
- (5) 学年の協業体制により、担任だけでなく、多くの職員の手で子ども一人一人の児童理解に努める。
- ①日常の情報交換
 - ②学年会
 - ③交換授業等の実施
- (6) 子どもが過ごしやすい、教室環境を整備する。（校内研との連携）
- ①そうじ（ごみや持ち物が落ちていないか）
 - ②日頃から整理整頓（持ち物が所定の場所にある、返却されている）
 - ③掲示物（はがれていない、貼り忘れがないか）
 - ④言葉遣い（人が悲しむ言葉が、教室で平然と使われていないか）
- (7) 日頃から担任と子ども、担任と保護者の信頼関係に努めると共に学年や学校全体での協力・支援体制を構築し、何でも話せる学級・学校風土をつくりあげる。
- ①児童とのコミュニケーション
 - ②保護者への細やかな連絡
 - ③懇談会
- (8) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ①情報モラル教育の実施
 - ②情報教育担当による研修
 - ③学校便り等による保護者への情報提供
 - ④教職員の人権感覚の向上
- (9) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ①PTA本部会・運営委員会
 - ②学校評議員会
 - ③教育懇話会

- ④由野台中学校区児童・生徒指導推進協議会
- ⑤大野台中学校区小・中連携教育推進会議
- ⑥青少年健全育成協議会
- ⑦学校警察連絡協議会

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ①学級担任による児童観察
 - ②学年職員による児童についての情報交換
 - ③児童指導委員会、職員会議等による全職員での情報交換
- (2) 子どもや保護者からの連絡等によるいじめのサインにアンテナを高くし、学年に報告する等、共通理解を図る中で早期発見に努める。
 - ①学年会での密な情報交換
 - ②交換授業等による他学級の児童観察
- (3) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ①生活アンケート調査（1・2・3学期無記名式）
 - ②教育相談（2学期に実施。日常的に受け付けもしている。）
- (4) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ①個別面談
 - ②懇談会
 - ③教育カウンセラーの来校
 - ④教育相談の受付
- (5) 担任一人で判断せず、小さなことでも学年に話せる学年の雰囲気づくりに努める。
 - ①学年会の充実
 - ②日常の情報交換

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ①担任による学級指導
 - ②学年職員による学級・学年指導
 - ③級外職員による別室指導

(2) 担任一人で対処するのではなく、学年への報告による共通理解の下、複数の教員で対処していく。

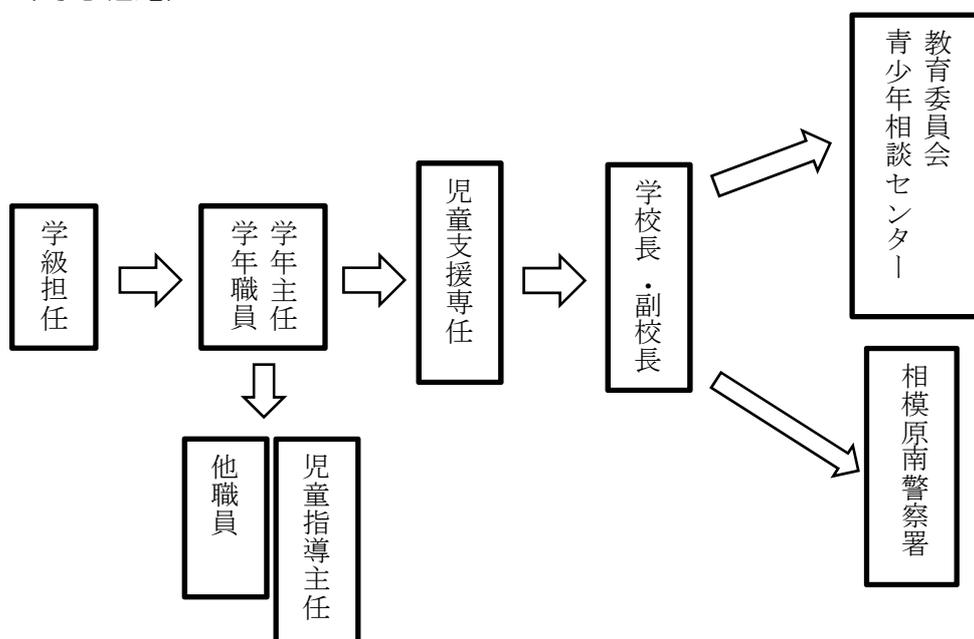
- ① 学年職員による学級・学年指導
- ② 級外職員による別室指導

(3) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ① 打ち合わせ、児童指導部会、職員会議等で共通理解の場を設ける。
- ② 学級懇談会の実施
- ③ 教育委員会、青少年相談センターとの連携
- ④ 警察との連携

(4) 重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うためのものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にする為在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- (3) 調査の結果、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、個人情報に配慮した上で適切に報告する。